

さいたま市自治基本条例検討委員会

第10回 会議の記録

日時	平成 23 年 1 月 26 日(水) 18:45~21:20
場所	浦和コミュニティセンター第 15 集会室
参加者 ※敬称略	[委員等] 計 15 名 伊藤 巖／歌川 光一／内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁 ／中津原 努／福島 康仁／古屋 さおり／細川 晴衣／堀越 栄子／三宅 雄彦／湯浅 慶 ／渡邊 初江 (欠席者:遠藤 佳菜恵／中田 了介／富沢 賢治／吉川 はる奈) [事務局:さいたま市] 計 7 名 企画調整課副参事 高根哲也／主幹 松本孝／総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計 画係主査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主任 高橋格／企 画係主任 清水慶久 [地域総合計画研究所]1 名 森井緑朗 [傍聴者] なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)フォーラムについて (2)中間報告(たたき台)について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	次第 資料1 中間報告(たたき台)※総論部分まで 資料2 中間報告(たたき台)に対する委員からの修正意見 参考資料1 中間報告作成スケジュール 参考資料2 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

- ・ 小林直太委員が一身上の都合により委員を辞任したことを報告する。
- ・ 堀越委員から提案があるので、堀越委員お願いします。

○堀越委員

- ・ さいたま市市民活動サポートセンターは、「すべての市民に開かれています」、「市民とともに成長します」、「集まりやすく居心地のよい場所をめざします」の三つの理念を掲げ、市民活動を応援する六つの機能を持った非営利で公益的な活動のための施設である。
- ・ さいたま市市民活動サポートセンターで、2月26日・27日に「第4回フェスティバルともだちづくりまちづくり、脱無縁社会」という企画を予定している。過去行われた第三回フェスティバルでは、二日間で6千人の人が来館している。自治基本条例について、あ

るいはこれまで自治基本条例検討委員会で検討してきたこと等を広く市民に知ってもらうために、検討委員会の委員の皆さんに、この第4回フェスティバルへの参加を提案する。

- ・ 参加するにあたっての具体的な内容は、ポスター掲示をし、掲示板等で意見をポストイットに記入してもらうものと、暮らしや活動のルールづくりについての話合いが出来るサロンを持つことを考えている。
- ・ サロンは、26日、27日の午前、午後の4コマの内の一つで行うことになる。できれば、委員の皆さんの中で参加できる方と、どのように進めるか、一緒に検討していきたい。

○さいたまNPOセンター理事

- ・ さいたまNPOセンターは、さいたま市市民活動サポートセンターの管理運営を市と協働で行っている。市民活動サポートセンターには約1200団体の登録があつて、フェスティバルにはそのうちの約70~80団体や企業や行政に参加していただく予定である。色々な団体が参加交流し、各団体の活動のステップアップになればということで企画している。フェスティバルの期間には多くの市民が参加するので、是非、自治基本条例検討委員会の皆様にも参加していただき、PRをしていただきたい。

○中津原副委員長

- ・ 委員がフェスティバルに参加して、個人の意志で自由な意見交換をすることは良いと思うが、あくまでも検討委員会としての事業ではないという点は確認しておきたい。

○事務局

- ・ 事務局も趣旨としては賛同するところであり、ポスターセッションとフォーラムのチラシ配布だけであれば委員の負担も掛からないという想定のもとで、協力する方向で話を進めてきたが、サロンについては、残り3週間しかなく、2月末に中間報告のまとめやフォーラムの準備もある中で、サロンの準備まで全面的に事務局がすべて行うことは時間的に困難である。

○中津原副委員長

- ・ 事務局には、ポスターセッションに協力していただければ良いと思う。フォーラムは検討委員会の事業であるが、フェスティバルは市民活動サポートセンターの事業に検討委員会の個人が参加するということになる。

○事務局

- ・ ポスターについてはイメージ的にも分かりやすいということではあるが、事務局としてはニュースレターをそのまま焼き付ける程度のものにしたいと考えているので、了解願いたい。

○さいたまNPOセンター理事

- ・ プログラムを作成するので、名前を掲載する事についても了解いただけるか。

○事務局

- ・ 展示は委員会、サロンは委員会有志、という仕切りで掲載するということになる。

○細川委員

- ・ 6千人もの参加があるということで、自治基本条例だけで6千人もの人を集めるのは無理なので、積極的に利用した方が良い。広報チームでも、催し物などの機会に宣伝できる方が良いという意見があった。サロンを開くのは26日か27日の両日というのは無理なのか。

○事務局

- ・ サロンを実施する団体が複数あるので、両日ではなくいずれか1つの時間帯となった。

○さいたまNPOセンター理事

- ・ 2月10日に最終的な日程調整などを行うが、時間帯や展示の位置等については皆さんの要望をお伝えする。

○堀越委員

- ・ 展示については、広報チームに話し合いを進めて頂くことでよいか。

○中津原副委員長

- ・ 展示は検討委員会として出すので、検討委員会として責任を持つということになる。

○事務局

- ・ この件について意見があればメールなどで寄せてほしい。

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

2. 議題

○福島委員長

- ・ 今日から全体会で中間報告に向けた議論を始める。今日は「市民フォーラム」と「中間報告の全体構成など」について議論したい。

(1)フォーラムについて

○事務局

- ・ 市民フォーラムの宣伝ポスターはカラーで、チラシは白黒でそれぞれ印刷する予定でいる。
- ・ 当日は手話通訳も予定している。託児は予算との関係があり調整中である。
- ・ 今日配布のポスターのデザインは、クリーム色のものは委員が条例の検討に参加した思いを伝えるイメージ、青色のものは自治基本条例によって市民が動き出すというイメージで作成している。
- ・ 検討委員会では、どちらのデザインを選択するかということと、当日のプログラムの構成を確定していただきたい。特に、講演については、講演を外部の方にお問い合わせするのか、福島委員長にお問い合わせするのか、検討いただきたい。

○堀越委員

- ・ 中間報告に対して市民から意見を頂くということだが、最終報告でも市民からの意見を受ける機会はあるのか。

○事務局

- ・ 方法にもよるが、できないことはない。

○細川委員

- ・ 人の目を引き付けるという点では、青色のデザインの方が良い。また、広報の効果を上げるため、QRコードを付けてはどうか。

○事務局

- ・ チラシは自治会回覧と各施設に配置することを予定している。

○伊藤委員

- ・ 自治会回覧であれば、クリーム色のデザインの方が良い。

○細川委員

- ・ ポスターとチラシのデザインを別々につくることは可能か。

○事務局

- ・ 広報的には一つのデザインにした方が良くと判断している。できればデザイン的にどちらかを選択して頂きたい。

○高橋委員

- ・ クリーム色のデザインの方が様々な人が関わっているイメージで良い。しかし、女性が1人だけなので、男女の数のバランスが悪いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ クリーム色のデザインの方が内容としては良いが、色彩がぼやけているので、もう少しパンチの効いた色彩の方が良い。

○渡辺委員

- ・ 青色のデザインの方が目立っており、また、「動き出そう市民が主役のさいたま市」というキャッチフレーズも良い。

○福島委員長

- ・ いろいろな事を勘案するとクリーム色のデザインの方が良いかと思う。

○事務局

- ・ クリーム色のデザインの方は、「普通の市民が自治基本条例を考えている」という趣旨になっている。

○福島委員長

- ・ 皆さんの意見では、クリーム色の方が良いと思う委員が多いようなのでクリーム色のデザインを採用することを決める。また、QRコードを付けることでお願いしたい。

○事務局

- ・ QRコードについては、作成できるかどうか検討したい。

○福島委員長

- ・ プログラムは講演、中間報告、意見交換という三段構成になっているが、これについてはどうか。

○中津原副委員長

- ・ フォーラムにおける運用は色々あると思うが、プログラムとしてはこれで良いと思う。

○福島委員長

- ・ 講演者については、外部の方を呼ぶ方法と、検討委員会の委員が中間報告として市民に知ってもらうために報告する方法がある。内部の委員が報告すると、やや運動体としての報告会という性格になってしまう懸念はある。

○湯浅委員

- ・ 運動体として検討委員会のこれまでの検討の中身はこうなっている、と情熱を込めて中間報告を行うことは悪いことではない。その際にも、世の中の動きなども客観的に含めて、報告すれば良いのではないか。

○小野田委員

- ・ 賛成である。

○中津原委員

- ・ 賛成である。

○伊藤委員

- ・ 賛成である。

○歌川委員

- ・ 外部講師に講演をお願いする場合、最後の意見交換の時間帯まで参加してもらえるのか。それによっても議論が異なるのではないか。

○事務局

- ・ そうなった場合には、意見交換まで参加してもらえるようにお願いする。

○歌川委員

- ・ 中間報告に対する反対意見が多く出るような場合には、外部講師であれば、ある程度中立的な立場でコメントできると思うが、検討委員会の福島委員長が講演者になると、客観性が疑われる懸念があるので、外部講師が良いと思う。

○渡邊委員

- ・ 外部講師の場合、人選が難しいと思う。もし依頼するなら、福島浩彦・元我孫子市長が良いと思う。

○内田委員

- ・ 福島委員長が良いと思う。ただ、自治基本条例に反対する意見にどう対応するかが問題だと思う。

○堀越委員

- ・ 市民に開かれた場であるのだから、反対意見が出るのは仕方がないと思わなければならない。そこでいろいろな意見を交換するのがフォーラムの開催趣旨ではないか。
- ・ ただ、福島委員長が講演者として困った立場になるということも分かる。
- ・ そこは、福島委員長には学者として客観的な立場から講演をしていただいて、中間報告の説明などは他の方をお願いするなど、組み方を工夫すれば、良いのではないか。
- ・ 反対意見に対して講演者がすべて答えるのではなくて、会場に参加している人たちにも意見を求めて、みんなが考える会にするということが健全なフォーラムなのではないか。

○福島委員長

- ・ 講演者は、案のとおり検討委員会の内部で行うこととする。講演者としては客観的であるべきことを念頭において、お話をしたい。

(2)中間報告(たたき台)について

○福島委員長

- ・ 中間報告たたき台は、染谷委員、中津原委員、富沢委員と私の四人で、これまでの委員の意見を活かす形で作成した。皆さんの意見は反映されていると確信している。

○中津原副委員長

(資料1に基づき全体構成を説明)

- ・ 「(4)条例案骨子(中間報告)の構成図(イメージ)」は、検討中である。

○福島委員長

- ・ 市民から寄せられた意見をどこに掲載するかといったような課題は残るが、全体としてはどうか。

中間報告の位置づけ

○三宅委員

- ・ この中間報告は誰に報告をするのか。市民フォーラムで市民に報告するのであれば、数十頁にもなる報告では分かりにくい。市長に報告するのであればしっかりと記述されたものである必要はあるかもしれないが、市民フォーラム向けには簡略に記述されたものがよい。

○細川委員

- ・ 市民に報告するのであれば、分かりやすいほうが良い。例えば、さいたま市は漫画で有名な
のだから、漫画で表現できると良いのではないか。

○事務局

- ・ 検討委員会設置要綱では、市長に報告をすることを前提としている。市民に報告を見せる
のは、市長への報告とは別と捉えている。

○福島委員長

- ・ 川口市では中間報告はどのようにされたか。

○三宅委員

- ・ 川口市では、内部的な中間報告はあったが、市民に向けた中間報告会はなかった。

○堀越委員

- ・ 他の中間報告会の事例では、パワーポイントを使って市民に報告していた例もある。

○高橋委員

- ・ できるだけオープンにすべきなので、市民フォーラムに参加する市民にも、市長に報告す
るものと同じ全文を配布した方が良い。

○三宅委員

- ・ 2月28日に中間報告をまとめるとの予定だが、概要版を作成したり、漫画で表現するな
どする場合、スケジュール的に間に合うのか。概要版もこの検討委員会で作成するのか。

○事務局

- ・ 概要版は事務局で作成しても構わない。検討委員会の委員で、市民フォーラムの準備に協
力できる方がいれば是非ご協力願いたい。

全体構成について

○福島委員長

- ・ 構成はこれで良いか。

○湯浅委員

- ・ 議会・行政部会ではまだ議論が煮詰まっていない課題がある。「監査」と「行政評価」、
「他の自治体との関係」などは、まだ課題が残っている。北九州市の中間報告のように、
「今後検討します」などと率直に表明するスタイルの方が良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 本日の「中間報告（たたき台）」は、両部会の意見をまとめた案である。ここまでは言い
切れない、というような事があれば、この場で言うだけであれば良い。それを踏まえ、
今後、こういう課題がある、課題が残っている、ということを表記していくことになる。

○福島委員長

- ・ 両部会の意見をなるべくそのまま生かすという姿勢でまとめてきた。そのため、不十分な
ところが散見されると思うが、それを市民に提示し、市民や議会の反応を見るところも
「中間報告」の意義だと思う。その点では、湯浅委員の発言の趣旨に適った形でまとめ
られていると思う。

めざすまちの姿と自治基本条例について

○福島委員長

- ・ 古屋委員から事前に修正意見の提出があったので、説明をお願いしたい。

○古屋委員

- ・ 市民活動団体がいろいろと頑張っても、合併して政令指定都市になったことで、行政との距離が遠くなり、課題解決に時間が掛かるという認識が抜けていると思ったので、修正意見を出した。
- ・ 「さいたま市のめざすまちの姿（自治基本条例検討委員会の思い）」については、こうしてまとめられた文案を読むといろいろな思いが浮かんで来て、修正してみたが、あくまでも個人的な意見なので、原文で構わない。
- ・ ただ、「生きがいをもち、心豊かに」という表現は、どちらかという和高齢者寄りの表現であるので、子どもに対する思いがもっと入ると良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 「3頁のイ 多様化する課題への対応」に関する修正意見は、市民活動の立場からは入れたいということなのか。

○伊藤委員

- ・ 私は行政との距離が遠くなったとは感じていない。むしろ多くのことをスムーズに進めることが可能になったと感じている。

○福島委員長

- ・ 合併によって行政との距離が遠くなるという意見は一般的にあるが、さいたま市の場合は政令指定都市になったことで本来県が扱う業務も市で扱えるようになるなど、一般的な合併とは異なる面もある。そこで、「一部には行政と市民との距離が遠くなったと感じる市民もいる」といったニュアンスの文をいれると良いのではないか。

○高橋委員

- ・ 入れても良いが、「イ 多様化する課題への対応」という中ではなく、地方自治の枠組みに関することなので、「ア 進展する地方分権への対応」の中に盛り込んだ方が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ その文をどこの場所に入れるかという検討は必要である。

○中津原副委員長

- ・ 4頁の「(3)さいたま市自治基本条例の目指す方向性」には、「具体的な課題の解決に向けて」とあるが、これまで使ってきた「課題解決の羅針盤」というイメージのある言葉を入れても良いのではないか。

○小野田委員

- ・ 「羅針盤」については、市民部会では具体的な意味が分りにくいなど、色々な意見が出された。そうした議論があったことを確認したうえで、使うのであれば良い。

○伊藤委員

- ・ 「羅針盤」は、そもそも方向を見出すためのものではないか。

○染谷委員

- ・ 課題の解決の「羅針盤」は、言葉のイメージからは分かりやすいので、記載する方が良い。

○伊藤委員

- ・ その箇所の前にある「自治基本条例を活用」という表現は違和感があるが、いかがか。

○事務局

- ・ 「自治基本条例を活用し」を「自治基本条例に基き」という表現にしてはどうか。

○福島委員長

- ・ 「羅針盤」と記述をすることとし、文案は検討する。「自治基本条例を活用」という箇所も検討する。「めざすまちの姿」は原案のままで良いか。

○堀越委員

- ・ 原案では「市民が等しく尊重され、互いに尊重しあい」となっているが、尊重が重複しているので、古屋委員の修正案にあるように「互いに助け合い」の方が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ この部分については、古屋委員の修正案を採用して「互いに助け合い」に修正する。

○中津原副委員長

- ・ 「めざすまちの姿」にある「環境保全と開発の調和が図られているまち」という表現は少し固いので、もう少しやわらかく膨らませた方が良い。

○古屋委員

- ・ 「さいたま市のめざすまちの姿（自治基本条例検討委員会の思い）」にある「生きがいをもち・・・」の「生きがい」は大人の視点ではないか。目指すまちの姿で子どものニュアンスを入れられないか。さいたま市にとって、子どもたちが健やかに成長することは大切なことではないか。

○福島委員長

- ・ 子どものニュアンスも入れた文案を考えることとする。

(1)総論 ①自治基本条例の目的

○中津原副委員長

- ・ 6頁の「①自治基本条例の目的」の【条例案骨子】の文案は、両部会で大きな違いは無かった。文章が長くなるので、切って、「そのために、」として二文でまとめた。

○堀越委員

- ・ 【考え方・解説】の三つ目の「・」で「見込まれます。さらに市民の・・・」とあるが、「さらに」の前後の内容が、文章としてつながっていない。二つ目の「・」の文中に入れるか、一つ「・」を起こした方が良い。

○福島委員長

- ・ 行間からの文意を汲み取ると、行政需要の増加に伴って、市民の在り様も変化しているということになるのではないか。文章を再検討する。

○中津原委員

- ・ 【条例案骨子】の二つ目の「・」の文中に「市政運営」とあるが、市政運営は議会と行政が行うものであり、市民を含めて暮らしやすいまちをつくっていくことが「まちづくり」となる。「まちづくり」という括りの中に「市政運営」が在るとの認識である。「まちづくりと市政運営の基本的事項」とした方が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 「まちづくり」を加え、「まちづくりと市政運営の基本的事項を定める。」とする。

○細川委員

- ・ 条例案骨子の一つ目の「・」の文は、最終的な目的がどこにあるのかはっきりしていないように感じる。「市民福祉の向上と市の健全な発展」なのか、「市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市の実現」なのか。

- ・ 自治基本条例は「実現する事を目的とする。」のか「実現する事に資することを目的とする。」のかが明瞭でない。「資すること」を目的とするのでは少し弱い感じを受ける。

○中津原委員

- ・ 「市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市の実現」が最終的な目的。

○三宅委員

- ・ 細川委員の指摘は、通常、手段があって次に目的が来て、その目的が手段となって次の目的が来る、という文の構造になると思うが、原案では手段と目的の関係が逆で、最初に目的があり、次にその手段があって、さらにその手段の目的が来ているので、最初の目的と最後の目的の関係の整理が必要ではないかというものではないか。

○中津原委員

- ・ 最初の「市民福祉の向上と市の健全な発展」という表現は、「たたき台」では決まり文句のように使っている。

○湯浅委員

- ・ この部分だけを読むと文章として座りが悪いように感じるが、条例の全体構成では目的の後に基本理念が示されるので、「実現する事に資することを目的」としてこの条例で基本理念を示すという文脈になるのではないか。

○古屋委員

- ・ 「誇りを持てる」という表現に違和感がある。

○内田委員

- ・ 市民部会でも議論があり、「市民が幸せを実感できる」という表現になった。

○古屋委員

- ・ この条例によって、市が将来にわたって健全であってほしいという思いもある。目的の表現を「市民が幸せを実感し、市民福祉と市の健全な発展ができる都市の実現」というようにしてはどうか。

○細川委員

- ・ 「市民福祉の向上と市の健全な発展」が「市民の幸せ」の実感につながるということだと、幸せの実感の仕方を限定してしまうのではないか。

○堀越委員

- ・ 目的—手段—目的という構成はやはり文章として少しおかしいと思う。「福祉」という言葉の「福」にも「祉」にも「幸せ」という意味合いが含まれているのだから、「市民福祉の向上」と「市民が幸せを実感」はイコールの関係にある。古屋委員の先ほどの提案は分かりやすいので、「この条例は、自治を担う市民…の主体的な取組を促し、自治の確立を図り、もって市民が実感し、市の健全な発展ができる都市の実現」とした方が分かりやすいのではないか。

○福島委員長

- ・ 枕詞となっている「市民福祉の向上と市の健全な発展」を削除して、目的は最後に寄せる方向で、文章を再検討する。

②自治の基本理念

○事務局

- ・ 「自治の基本理念」でのポイントは、「市民自治」をどう捉えるのかというところで、「市民だけによる自治」なのか、「市民と議会と行政とによる自治」なのかという議論があった。「たたき台」は、自治を担うものとして市民が主役であり、議会と行政はどちらかといえば脇役であるという考え方でまとめられたもの。

○中津原副委員長

- ・ 「市民自治」というと、市民だけが自治を担うと受けとめられるが、そうではなくて、市民が主役であるという捉え方になるのではないか。

○伊藤委員

- ・ 「市は、国や県と対等な立場に立って・・・」とあるが、国や県と市ではそれぞれの役割が違うのだから、「対等」という言葉を使っても良いのか。

○福島委員長

- ・ 確かに国や県、市の役割は異なるが、この言葉は地方分権一括法の制定の際に「国と地方自治体は対等な関係である」として用いられたフレーズである。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】の(3)では「国や県とは様々な課題の解決に向けて明確な役割分担のもと、協力、連携して・・・」と、明確な役割分担があることを踏まえて対等な関係で協力、連携する事の必要性を示している。

○伊藤委員

- ・ 了解した。

③用語の定義

○事務局

- ・ 「自治の基本理念」の(2)では「市民(住民)の信託を受けた議会及び市長」とあるが、基本的には「市民」の範囲を広く取っている一方で、この「信託」するのは狭い「住民」ではないかという議論もあり、注意喚起で「市民(住民)」とした。また、信託を受けるのは市長なのか、行政機関まで含まれるのかという議論もあると思う。参考として、市民部会では「市民」と「市民等」に使い分けて、在勤等のさいたま市で活動している人までを「市民等」と定義している。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動及び協働の推進条例では、市内に少し滞在する人も「市民」に含めていたが、市民部会の議論では市民自治の条例でそこまで広げるでは広げすぎではないかということで、在勤や在学など市内で継続して活動する人までとすることにした。また、「信託」や「住民投票」といった規定では対象をある程度限定する必要があるのではないかということにもなった。ただ、定義する際に「等」を付けると分りにくくなる。狭義の意味での「住民」、広義の意味での「市民」といった定義付けをしたらどうか。

○伊藤委員

- ・ 私は「住民」だけで良いと思う。さいたま市の議会や財政のことに関わることなので、「住民」だけで良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 「住民」だけとってしまうと、企業活動に関わる人は含まなくなってしまう。また、「住民」より狭い「選挙民」という捉え方もあるが。

○福島委員長

- ・ 「住民」とは住所を有している人を指す。

○事務局

- ・ 基本的に住民や有権者であれば問題とはならないが、例えば、住んではいないが市内で活動している人、外国人、未成年者などの人たちがまちづくりに関わることでどんなメリット、デメリットがあるのかという観点から整理をすると「市民」の定義の議論もしやすくなるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 小さい都市だと住んでいる人と活動している人は一緒になっているが、さいたま市は拠点となる都市であり、住んではいないがさいたま市で活動している人も多く、住民だけでまちづくりの場を閉じてしまうべきではない。

○福島委員長

- ・ 「市民」を居住者、さいたま市の団体、さいたま市で活動する人といった広い捉え方をして定義し、住民投票などは限定した「市民」とするのが良いのではないか。

○堀越委員

- ・ 活動している立場からすると、例えば川口市の人がさいたま市に来て一緒に活動し、その人が影響を受けてまた川口市に帰っても活動したいとなると、色々な意味で活動が広がってくる。そうした観点からも、市民は広く捉え、対象によっては狭く捉えた定義をするという方式が実態には合っている。

○中津原副委員長

- ・ マンション建設等にあっては、さいたま市外の事業者がさいたま市内の周辺地域の住民感情を知らずか無視してか、色々と問題を起こしているケースもある。そうした事業者にも自治基本条例の視点で企業活動をして欲しいという思いもある。

○小野田委員

- ・ 10頁の「③用語の定義」の【考え方・解説】に「協治（ガバナンス）」という用語が出てくるが、これは、一般的な言葉なのか。

○事務局

- ・ 議会・行政部会の議論の中で、墨田区の協治（ガバナンス）推進条例が参考になるということになり、使っている。

○内田委員

- ・ 「企業統治」という概念で「コーポレート・ガバナンス」という言葉はあるが、「協治（ガバナンス）」という言葉は一般の人には分らない。

○福島委員長

- ・ 注釈などをつけて、表現を工夫することとする。

○伊藤委員

- ・ 「協働」のあり方について、行政は「自治会は任意団体である」と言いつつ、一方では「協働の対象である」との二つの言い方をしている。色々な局面で二つの言い方を上手に使い分けて対応しているように受け止められるので、安易に「協働」と使わないでほしいという思いがある。

○堀越委員

- ・ 行政による「協働」の使い分けについては、市民活動をしている団体にも同じことが言える。だからといって、「協働」という用語を避けるのではなく、本来の「協働」のあり方に近づけていきたい。

3. その他・閉会

○福島委員長

- ・ 効率的にまとめの作業を進める必要があるので、意見のある方は事前に意見を出してほしい。

○事務局

- ・ 次回は、1月31日（月）に開催する。

以上